

議案第 89 号

川崎市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

川崎市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

平成 21 年 9 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例

川崎市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年川崎
市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号イ中「560,000 立方メートル」を「520,000 立方
メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

工業用水道事業の1日最大給水量を変更するため、この条例を制定するものである。